号

佐 倉 市 議 会 議 員 政 治 倫 理 条 例

目 的

第 条 $\sum_{}$ \mathcal{O} 条 例 は、 佐 倉 市 議 숲 議 員 以 下 \neg 議 員」 ح い う。 \mathcal{O} 政 治 倫 理 に 関 す る 基 本 事 項 を 定 め る

ک

的

لح に ょ り 議 員 が 政 治 倫 理 \mathcal{O} 高 揚 に 努 \Diamond 市 民 か 5 信 頼 さ れ る 議 会 づ < ŋ を 進 め、 ŧ 0 て 公 正 で 民 主

な 市 政 0) 発 展 に 寄 与 す ること を 目 的 کے す る。

議 員 \mathcal{O} 責 務

第 _ 条 議 員 は 市 民 全 体 \mathcal{O} 代 表 者 とし て、 自 5 \mathcal{O} 役 割 と 責 任 を 深 < 自 覚 L そ 0) 使 命 \mathcal{O} 達 成 に 努 め

な

け

を

れ ば な 5 な 1

2 議 員 は 政 治 倫 理 に 反 す る 事 実 が あ る と \mathcal{O} 疑 惑 を 持 た れ たと き は、 そ 0) 疑 惑 を 自 5 が 解 明 し、 責 任

明 5 カコ に す る ょ う 努 め な け れ ば な 5 な 1

政 治 倫 理 基 準

第三 条 議 員 は 次 に 掲 げ る 政 治 倫 理 基 準 を 遵 守 L な け れ ば な 5 な 1

市 民 \mathcal{O} 代 表 لح L て、 法 令 を 遵 守 し、 議 숲 及 び 議 員 \mathcal{O} 品 位 又 は 名 誉 を 損 な う 行 為 を 厳 に 慎 み、 疑 惑 を

持たれることをしないこと。

そ \mathcal{O} 地 位 を 利 用 L て 不 正 \mathcal{O} 疑 惑 を 持 た れ る お そ れ \mathcal{O} あ る 金 品 \mathcal{O} 授 受 を L な 1

三 市 が 行 Š 許 可 認 可 又 は 請 負 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 契 約 に 関 L 特 定 \mathcal{O} 個 人 Þ 企 業 寸 体 等 \mathcal{O} た 8 に 有 利 な 取 扱

1 又 は 不 利 な 取 扱 1 を す る ょ う 働 き カン け を L な 1

兀 市 職 員 \mathcal{O} 採 用 昇 格 又 は 人 事 異 動 に 関 L 不 正 な 働 き カン け を L な 1 ک と

五 特 定 \mathcal{O} 個 人 企 業 寸 体 等 \mathcal{O} 利 益 \mathcal{O} 見 返 り لح L て \mathcal{O} 寄 附 等 又 は そ れ を 期 待 す る 寄 附 等 を 受 け な い

と。

六 そ \mathcal{O} 地 位 を 利 用 L て 嫌 が 5 せ を L 強 制 L 又 は 圧 力 を か け る 行 為 を L な 1 ک <u>ک</u> 。

七 セ ク シ Y ル • ハ ラ ス メ ン \vdash 他 \mathcal{O} 者 が 不 快 に 感 じ る 性 的 な 言 動 又 は 行 為 を 11 う 0 そ \mathcal{O} 他 人 権 侵 害

のおそれのある行為をしないこと。

八 飲 食 物 \mathcal{O} 供 与 そ \mathcal{O} 他 社 会 通 念 上 疑 惑 を 持 た れ る お そ れ \mathcal{O} あ る 行 為 を L な 1

九 前 各 号 に 掲 げ る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ カコ 公 正 な 職 務 執 行 を 妨 げ る 行 為 を L な 1 こと。

働 き か け 記 録 \mathcal{O} 提 出 \mathcal{O} 要 求 及 び 公 表

第 兀 条 議 長 は ک \mathcal{O} 条 例 \mathcal{O} 趣 旨 に 基 づ き、 市 長 に 対 L 佐 倉 市 公 務 員 \mathcal{O} 公 正 な 職 務 執 行 \mathcal{O} 確 保 に 関 す る

条 例 平 成 + 年 佐 倉 市 条 例 第 号 第 七 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 記 録 \mathcal{O} う 5 議 員 に 関 す る Ł \mathcal{O} \mathcal{O} 写 L

以 下 働 き か け 記 録 と 1 う 0 \mathcal{O} 提 出 を 年 度 ٣, لح に 求 \otimes る ŧ 0 と す る

2 前 項 に 定 8 る Ł \mathcal{O} 0 ほ か 議 長 は 必 要 に 応 じ て 市 長 に 対 L 働 き カン け 記 録 0 提 出 を 求 8 る ح と が で

きる。

3 前 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 求 \otimes に 対 L 市 長 カコ 5 働 き カゝ け 記 録 \mathcal{O} 提 出 が あ 0 た لح き は 議 長 は そ 0) 内 容 に

ついて公表するものとする。

(審査の請求)

第 五. 条 市 民 又 は 議 員 は 議 員 に 第 三 条 に 規 定 す る 政 治 倫 理 基 準 12 違 反 す る 行 為 が あ る と 認 \Diamond る لح き は

市 民 に あ 0 て は 地 方 自 治 法 昭 和 + 年 法 律 第 六 + 七 号 第 + 八 条 に 規 定 す る 選 挙 権 を 有 す る 者 \mathcal{O} 総

数 \mathcal{O} 百 分 \mathcal{O} 以 上 \mathcal{O} 連 署 に 議 員 に あ 0 て は 兀 人 以 上 \mathcal{O} 連 署 に 当 該 違 反 行 為 を 証 す る 資 料 を 添 え て、

議 長 に 審 査 を 請 求 す る ک لح が で き る

2 前 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 審 査 \mathcal{O} 請 求 が な さ れ た لح き は 議 長 は 審 査 請 求 書 及 び 添 付 資 料 を 佐 倉 市 議 会 議

員 政 治 倫 理 審 查 会 以 下 審 査 会 _ と 1 う に 遅 滯 な < 提 出 L 審 查 を 求 8 な け れ ば な 5 な い

審査会の設置等)

第 六 条 議 長 は 審 査 \mathcal{O} 請 求 を 受 け た لح き は 審 査 会 を 設 置 す る。

2 審 査 会 は 議 長 \mathcal{O} 求 \otimes に 応 じ 当 該 請 求 \mathcal{O} 事 案 を 調 査 審 議 L そ \mathcal{O} 結 果 を 報 告 す る。

3 前 項 に 定 \otimes る £ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か 審 査 会 は 政 治 倫 理 に 関 L 7 議 長 に 意 見 を 述 ベ る ک لح が で き る。

4 審 査 会 \mathcal{O} 委 員 は 九 人 以 内 と L 六 人 以 内 を 議 員 \mathcal{O} う ち か ら 三 人 を 識 見 を 有 す る 者 カュ 5 議 長 が 公 正

を期して指名する。

- 5 審 査 숲 \mathcal{O} 委 員 \mathcal{O} 任 期 は 審 査 会 が 結 論 を 出 す 日 ま で لح す る
- 6 委 員 は 職 務 上 知 り 得 た 秘 密 を 漏 5 L て は な 5 な 1 0 そ \mathcal{O} 職 務 を 退 1 た 後 ŧ 同 様 と す る。

(審査会の職務)

第 七 条 審 査 会 は 前 条 第 <u>-</u> 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 調 査 審 議 を 行 う E 当 た り、 必 要 ح 認 め る と き は、 関 係 人 か 5

事 情 を 聴 取 し、 又 は 資 料 \mathcal{O} 提 供 を 求 \emptyset ること が で き る。

(委員長及び副委員長)

第 八 条 審 査 会 に 委 員 長 及 \mathcal{U} 副 委 員 長 を 置 き、 委 員 \mathcal{O} 互 選 に ょ り 定 \Diamond る。

- 2 委 員 長 は 会 務 を 総 理 L 審 査 숲 を 代 表 す る
- 3 副 委 員 長 は 委 員 長 を 補 佐 し、 委 員 長 に 事 故 が あ る と き 又 は 委 員 長 が 欠 け た と き は、 そ \mathcal{O} 職 務 を 代 理

する。

(審査会の会議)

第 九 条 審 査 会 \mathcal{O} 会 議 〇 以 下 会 議 と 1 う。 は 委 員 長 が 招 集 す る。

- 2 会 議 は 委 員 \mathcal{O} 半 数 以 上 \mathcal{O} 出 席 が な け れ ば 開 くこ لح が で き な 11
- 3 会 議 \mathcal{O} 議 事 は 出 席 委 員 \mathcal{O} 過 半 数 で 決 し 可 否 同 数 \mathcal{O} لح き は 委 員 長 \mathcal{O} 決 す る とこ ろ に ょ る
- 4 会 議 は 原 則 と L て 公 開 す る ŧ \mathcal{O} と す る。 た だ し、 特 に 必 要 لح 認 \Diamond る 場 合 に お 1 て、 出 席 委 員 \mathcal{O}

以 上 \mathcal{O} 同 意 を 得 た と き は 非 公 開 とす ること が で き る。

(審査結果の報告)

第 +条 審 査 会 は 議 長 か 5 審 査 を 求 \Diamond 5 れ た 日 か 5 九 + 日 以 内 に、 そ \mathcal{O} 審 査 結 果 を 議 長 に 書 面 で 報 告 L

なければならない

2 議 長 は 前 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 報 告 が あ 0 た 日 カゝ 5 七 日 以 内 に、 そ 0) 写 L を 請 求 者 に 送 付 L な け れ ば な 5

ない。

(被請求議員等の義務等)

第 +条 被 請 求 議 員 及 び 関 係 人 は 審 査 会 か 5 資 料 \mathcal{O} 提 供 又 は 会 議 ^ \mathcal{O} 出 席 を 求 め 5 れ た と き は れ

に応じなければならない。

2 被 請 求 議 員 及 び 関 係 人 は 会 議 に お 11 て、 П 頭 又 は 書 面 に ょ ŋ 意 見 を 述 べ る <u>こ</u>と が で き る。

(結果の報告)

第 + 条 議 長 は ` 第 六 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 審 査 結 果 \mathcal{O} 報 告 を 受 け た と き は 審 査 \mathcal{O} 請 求 を L た 者 及 び

被 請 求 議 員 に 対 L そ \mathcal{O} 内 容 を 書 面 で 通 知 す る لح と t に そ \mathcal{O} 概 要 を 公 表 す る ŧ \mathcal{O} と す る $\sum_{}$ \mathcal{O} 場 合 に

お 11 て 次 項 \mathcal{O} 弁 明 書 \mathcal{O} 提 出 が あ 0 た لح き に は 当 該 弁 明 書 لح 併 せ 7 公 表 す る ŧ \mathcal{O} と す る

2 被 請 求 議 員 は 前 項 \mathcal{O} 書 面 を 受 け 取 0 た 日 か 5 + 兀 日 以 内 に 限 り、 弁 明 書 を 議 長 に 提 出 す るこ と が で

きる。

議 슺 0 措 置

第 + $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 条 議 会 は 審 査 会 \mathcal{O} 報 告 を 尊 重 す る ŧ 0) とす る。

2 議 会 は ` 被 請 求 議 員 が 政 治 倫 理 基 準 に 違 反 し た ŧ 0) لح 認 め 5 れ るとき は、 市 民 \mathcal{O} 信 頼 を 口 復 す る た め

に 必 要 な 措 置 を 講 ず る Ł \mathcal{O} と す る。

補 則

第 +兀 条 ٦ \mathcal{O} 条 例 \mathcal{O} 施 行に 関 L 必 要な事 項 は、 議 長 人がその 都度、 会派代表者会議 に 諮 って定める。

附 則

1

施

行

期

日)

ک \mathcal{O} 条 例 は、 公 布 0 日 か 5 施 行 す る。

適 用 区 分)

2 第 五 条 に 規 定 す る 審 査 \mathcal{O} 請 求 は、 ک 0) 条 例 0) 施 行 0) 日 以 後 に 行 わ れ た 議 員 0) 行 為 に つい て 適 用 する。